

## 再軍備の政治的展開と

### 国民世論の動向

(上)

岡田直之

(1)

こんにち、わが国の自衛隊は近代的精鋭なる装備によって武装されている陸海空あわせて二三万五〇〇〇の兵力をもち(1)、アジアにおける自由主義国家群のなかで最強の戦力であるといわれている。

自衛隊の近代化(ミサイル体制化は第二次防衛力整備計画(昭和三十七年—四一年)に基づき実施、進行中であり(2)、現在立案中の第三次防衛力整備計画において一段と強化されるであろう。とくに、三次防の計画内容にふくまれる可能性もあるといわれるナイキ・ハーキュリーズ(3)は二次防のさいに問題となったように、核弾頭の装備可能なミサイルで、この装備段階に至ると、好むと好まざるとにかかわらず、自衛隊は、将来の核武装体制に関するなんらかの基本的な態度決定を迫られる、まことに重大な局面に立つものと思われる。

この三次防の段階では、アメリカの対日無償軍事援助(M

AP)打ちきりの情勢とあいまって、産業構造の軍需的傾斜がいつそう強まるとともに、自主防衛体制の確立が強力に推進されるに相違ない。もつとも、自主防衛体制の実質は一方において、予想される中国の核武装の衝撃を受けながら、他方では、昭和四五年度の日米安保条約再改定をめぐって展開する政治情勢の動向によって色あげられてゆくであろうが、体制側の防衛プランとして、(1)防衛庁の国防省への昇格、(2)自由主義陣営防衛への積極的参加、あるいは東北アジア軍事同盟の結成、(3)徴兵制の実施、(4)在日米軍の公然たる核基地化ならびに自衛隊の核武装化、(5)日米反共核戦略体制の確立といった課題ないし目標が濃淡さまざまに描かれたとしても、再軍備過程の過去の軌跡を考えるなら、けっして突飛な青写真とはいえないのである。しかしながら、指摘するまでもなく、このような自主防衛体制確立の途上には、憲法第九条の法的障害と平和憲法の理念を貫徹しようとする国民世論の抵抗が厚く立ちはだかるため、激烈な政治的抗争が保守対革新

の対立を主軸としながらも、ヨリ広範囲な国民的規模において、多元的かつ流動的に展開すると思われる。

- (1) 四〇年度予算による制服隊員数は二四万六〇一六人（陸上一七万一五〇〇、海上三万四九六三、航空三万九五五三）、ほかに予備自衛官二万四〇〇〇人となっている。しかし、最近の隊員充足率ははなだ悪く、実質兵力は目標数をかなり下回っている。この事実有志願兵制の限界を雄弁に物語っており、かつて木村防衛庁長官が参院内閣委（二九・五・二〇）において、「志願兵制では大体二十二三万が限度であろうと考えている。それ以上は憲法を改正して徴兵しなければならぬ」（『朝日』二九・五・二〇夕刊）と答弁したことが、無気味な響きをおびて想起されるのである。

- (2) 自衛隊のミサイル化は航空のナイキ（高空用地対空ミサイル）大隊の設置、陸上のホーク（低空用地対空ミサイル）大隊の編成、海上の対空誘導弾ターターを武装した最新のミサイル護衛艦の建造など、着実に進行している。

- (3) 「ミサイルは日本の空を凝視する」第三次防衛計画と宇宙開発の目指すもの」『週刊朝日』昭和四〇年二月一九日号。

## (2)

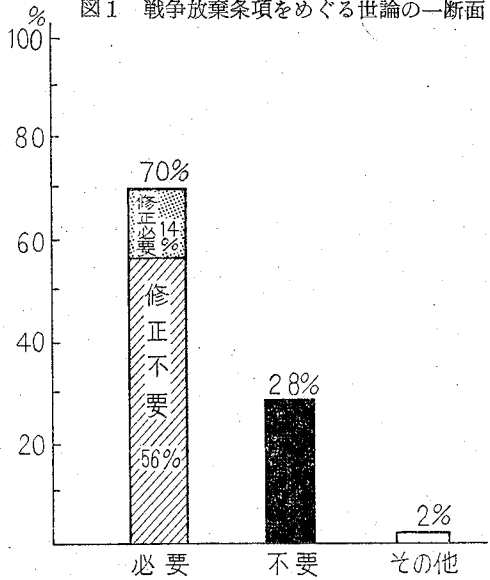
しばしば指摘されるように、現行憲法成立の前後、第九条は自衛戦争をふくめ一切の戦争を放棄し、それゆえ、無条件の戦力不保持と交戦権の否認を明文化した憲法規定として、その世界的、人類的意義が文字通り挙国一致の状態において、高次の誇りと希望をもって高唱されたのである。非武装

平和の国家像はまことに自然な基調として、当時の国民感情と溶けあっていた。日高六郎の表現を借りるなら<sup>(1)</sup>、「国民的体験と普遍的原理との結合」が見事に遍在していたといえよう。

もちろん、敗戦の結果、占領体制のコントロールを強制され、「平和、安全および正義の新秩序」（ポッドダム宣言）の樹立を目指す初期対日占領政策が日本の非軍事化と民主化の推進にあつたという客観的情勢を背景に、絶対平和主義の国家理念が強力な現実的基盤をもちえたことも、まったく否定しえぬところである。しかし、この国家理念はふたつの世界戦争の悲劇を経験した全人類の理性の結晶である点で、すぐれて歴史的性格をはらむと同時に、日本民衆のプラス・アルファ（原爆被災）の戦争体験の凝集した点で、すぐれて国民の内発的欲求に支えられていたといわなければならない<sup>(2)</sup>。

ちなみに、政府の新憲法草案に対する国民世論の一端を知るために、毎日新聞が昭和二一年五月、全国二〇〇〇名の男女有識層を対象に実施した調査結果によると<sup>(3)</sup>、その七割は戦争放棄の条項を必要と考え、過半数は草案の戦争放棄条項を無条件に支持している（図一参照）。もちろん、この調査結果をただちに国民大衆のレベルにおける世論反応として一般化することはできないとしても、当時の国民世論の基調とそれほど遊離していたとも思われない<sup>(4)</sup>。新憲法施行前後の新聞論調が一樣に第九条の崇高な憲法理念を情熱的に論じ、その理念に徹することによって、みずから世界平和の導

図1 戦争放棄条項をめぐる世論の一面



きの星たらんと、国民世論の啓発に努めたのも、原子力時代における戦争ナンセンス論を肉体的に感得しえた日本民衆の平和への切実な希求がその背後に脈々と波打っていたからであらう。もしこの平和国家への徹底した誠実な政治的努力が持続的に集積されていたならば、国際主義に志向した嶄新な国民主義の精神的風土が豊かに培養されたはずである。

しかしながら、日本国憲法の施行とほとんど踵を接して顕在化する米ソの「冷たい戦争」の外圧のもとに、かつまた、その国際気流の変化に巧みに便乗した日本支配層の政治的反動過程のなかで、平和憲法体制は異様にきしみはじめる。この政治体制の再編成過程において、再軍備問題は核心的位置

を占めるわけである。

(1) 日高六郎「歴史の教訓と理性の立場」『展望』昭和三十九年一月号。

(2) 憲法第九条の思想的意義を考察した論文として、久野収「憲法第九条の思想」『中央公論』昭和三十六年一月月号は示唆的である。また、丸山真男「憲法第九条をめぐる若干の考察」『世界』昭和四〇年六月号は第九条をめぐる原理的諸問題を明瞭に考究している。

(3) 「新憲法草案への輿論」『毎日』昭和二十一年五月二十七日。

(4) 新憲法成立前後における第九条の標準的解釈として、第九〇回臨時帝國議會における吉田首相の答弁をあげることができ。吉田首相は進歩党原夫次郎に対する答弁(二一・六・二六)において、「戦争放棄に関する本条の規定は、直接には自衛権と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も放棄したものであります」と述べ、共産党野坂参三に対する答弁(二一・六・二八)においても、「近年の戦争は多くは国家防衛権の名において行われたことは、顕著なる事実であります。……故に正当防衛、国家の防衛権による戦争を認むるということは、たまたま戦争を誘発する有害な考えであるのみならず、もし平和団体か、国際団体が樹立された場合におきましては、正当防衛権を認むるということそれ自身が有害であると思うのであります」と、第九条の本質を率直に表明しているのである。また、ポッドム宣言受諾一周年の日に、吉田首相はラジオ放送で、「将来、名実ともに独立した場合も、我々は戦争の惨禍をくり返したくない。不幸にして敗れ一兵をも留め

なくなつたことは、戦争を永久に放棄する絶好の機会である」と述べている(『自衛権問題』吉田首相言明、この六年)『朝日』二七・三・一二)。

なお、岸首相は三四・三・一九の参院予算委における社会党荒木正三郎に対する答弁において、当時の吉田答弁は「多分に政策的意義が加味されている」と述べ、さらに、「その憲法は拡大解釈の道をたどっているのではないか」と追及されたのに対し、「むしろ制定当時は政策的考慮が多かつたが、その後憲法の客観的解釈が冷静に行われるようになった」(『朝日』三四・三・一九夕刊)と、驚くべき見解を表明している。このような詭弁にみちた機会主義的発想はかれの歴史的感覚の欠落を実証する以外の何物でもない。

### (3)

わが国における再軍備の展開を考察するばあい、その基本的性格を決定づけた「前史」から出発しなければならぬ。周知のように、アメリカの反共路線は早くも昭和二年ごろから現われはじめ<sup>(1)</sup>、二二年三月のトルーマン・ドクトリンおよび同年六月のマーシャル・プランにおいて定型化する。この反共路線はアメリカの極東政策および対日占領政策にも反映され、アメリカは日本を反共軍事拠点にするための布石を、つぎつぎに打つてゆく。

まず、ロイヤル陸軍長官は二三年一月、「アメリカは日本を今後極東に起こるかもしれない新しい全体主義の脅威に

対する防壁にしなければならぬ」という趣旨の演説をし、アメリカの対日政策が非軍事化から反共軍事化に方向転換したことを示唆するとともに、日本の経済的自立と軍事化との不可分性を説いた。この再軍備の前提条件である日本経済の自立化は賠償緩和、経済力集中排除法の緩和、外資導入などをテコに、対米従属の経済復興というかたちで実現してゆくが、それはとりもなおさず反共の防波堤たるべき「極東の工場」の役割を担うものであり、「潜在的な軍事化の政策<sup>(2)</sup>」にほかならなかつた。このような情勢のもとに、極東委員会の日本非武装化指令とウラハラに、ポケット・ネイヴィといわれた海上保安庁が創設され(二三年五月)、旧海軍軍人二〇〇〇名の特別追放解除と採用がおこなわれる<sup>(3)</sup>。中国の蒋介石政権の没落が決定的になるにつれて、アメリカの日本再軍備論は急ピッチに高調し、第八軍司令官アイケルバーカーの「警察軍構想」なるものが明らかにされ、アメリカ政府は日本の反共軍事基地化と警察隊設置を真剣に考慮するに至る。ここにおいて、日本の再軍備はもはや時期と方法の問題になるのである。

かくして、二四年二月、ロイヤル陸軍長官の訪日を契機に、わが国の国会においても、再軍備問題をめぐって、激しい論戦が展開される。この初期の再軍備論争において、吉田首相は永世中立への疑惑を表明しながらも<sup>(4)</sup>、「無軍備こそわが国民の安全幸福の保障である」と言明し<sup>(5)</sup>、自衛権をめぐる憲法質疑において、川村外務政務次官もまた、「政府と

してはあらゆる意見を綜合判断の結果、自衛戦争は放棄したものと考えている」と答弁しているように<sup>(6)</sup>、支配層は非武装平和国家の理念をいちおう堅持している。この支配層のポーズは一面において講和条約促進の思惑を十分考慮した政策的色彩のつよいものであったし、他面において、経済復興を最優先施策と考えた支配層の現実功利主義的方針の反映でもあったろう。しかしながら、講和条約が片面講和の方向に確定するにつれて、この支配層の立場は次第に後退し、逆に潜在的志向を徐々に表面化してくるのである。

(1) たとえば、同年五月、対日理事会における「アメリカはたとえ日本たると何処たるとを問わず、共產主義を歓迎しない」という國務長官アチソンの反共声明に表われている。

(2) 『日本資本主義講座』第二巻（講和からMSAへ）、昭和二八年、岩波書店、一一〇—一一頁。

(3) 『日本資本主義講座』第九巻（軍国主義の復活）、昭和二九年、岩波書店、三一—九頁。

(4) 吉田首相は二四・四・二〇の衆院外務委において、「ベルギーが条約で永世中立を保障されていたにもかかわらず、まっさきに侵略された。したがって、永世中立問題はそう簡単に論議できないといったのだ。戦争の局外におかれることは望ましいが、条約の保証には疑問をもつという意味だ」（『朝日』二四・四・二二）と述べている。

(5) 第六臨時国会における施政方針演説（二四・一一・八）のなかで、吉田首相はつぎのように所信を表明している。「無軍備こそわが国民の安全幸福の保障にして、またもって世界の信頼

をつなぐゆえんであり、また平和国家として世界に誇るに足るゆえんである。故に私は国民諸君が国を挙げてこの主旨に徹せらるることを疑わない」（『朝日』二四・一一・九）。

なお、二四・一一・二一の衆院外務委において、国民党野坂参三が憲法第九条と自衛権との関係について質問したのに対して、吉田首相は「日本は戦争を放棄し軍備を放棄したのであるから、武力によらざる自衛権はある。外交その他の手段で国家を護る権利は無論あると思う」（『朝日』二四・一一・二二）と答弁している。

(6) この川村答弁は、二四・一一・九の衆院外務委における民主自由党佐々木盛雄の質問「憲法第九条の戦争放棄に関連する問題であるが、この条文は攻撃的戦争はもとより、日本が侵略された場合の自衛権の発動たる戦争をも放棄するものと解釈するか」に関連して述べられたものである。なお、このさい、西村外務省条約局長は、「憲法第九条第一項は、国際紛争を解決する手段としての戦争と武力行使はこれを放棄するとして、直接には自衛戦争には触れていない。しかし第二項で一切の軍備と国の交戦権を認めていない結果、自衛のための戦争も放棄したものと了解している。しかし急迫した不正の危害が現実起っている場合、かような火急の場合やむを得ずこれを実力をもって排除することを否定したものとは考えない」（『朝日』二四・一一・一〇）と述べ、第九条解釈上の微妙な相違を露呈している。

#### (4)

日本の再軍備過程において、昭和二五年は画期的日付けを

歴史のページに刻むことになった。國務省を中心とする欧州第一主義派とマッカーサーを中心とする日本—沖繩防衛ライン派との内部抗争が絡み、アメリカの極東反共戦略体制における日本の軍事的役割に関して、かならずしも統一的立場が確立されていなかったといわれるアメリカの対日軍事政策も、二四年一〇月の中華人民共和国の成立において、揺るぎなく確定したと思われる。まず、マッカーサーは二五年の年頭メッセージにおいて、「日本国憲法の規定は、たとえどのような理屈をならべようと、相手側からしかけてきた攻撃に対する自己防衛の侵しがたい権利をまったく否定したものと、絶対に解釈できない」と声明し、日本再軍備の可能性を示唆するに至る。ひきつづき、アチソン國務長官はアメリカの極東政策を説明し、ソ連のアジア侵略に反対し、日本防衛のため、重要地点は保持しつづけること、アメリカの対ソ防衛線がアリュシャン群島・日本・琉球諸島・フィリピン群島をつらねる線（アチソン・ライン）であることを言明している。これに呼応するかのように、吉田首相は第七通常国会の施政方針演説（二五・一・二三）において、「戦争放棄の趣旨に徹することは、決して自衛権の放棄を意味するのではない」として、自衛権の厳存することを言明し、再軍備への足がかりをつくってゆくが、自衛権の具体的説明については、「自衛権というものはその発動を余儀なくせられた形において発動するものであって、ここにその内容を具体的に示せと言われても、これは仮定の問題であって答えられない

い<sup>⑧</sup>」と慎重に逃がっている。この段階において、憲法第九条解釈における退歩の徴候が現われはじめた点に注意しなければならぬ。

二五年六月に勃発した朝鮮戦争は日本の再軍備に絶好の口実と機会を提供することになった。政府はマッカーサー書簡に基づき、国会の承認を経ずに、警察予備隊七万五〇〇〇名の創設と海上保安庁八〇〇〇名増員を決定し、わが国の再軍備は八月、事実上スタートすることになる。この警察予備隊の目的や性格について、吉田首相は「予備隊は治安維持以外の目的はなく、性格は軍隊でない」と答弁したものの<sup>⑨</sup>、「在来の国警、地方自治警察と全く別組織<sup>⑩</sup>」の相当規模の機動力をもつ警察力であって<sup>⑪</sup>、朝鮮戦争に先だつ日共幹部の追放にはじまる一連の反共弾圧政策や集会・デモの制限・禁止の反民主的措施、あるいは予備隊発足前後における一連のレッド・パージなどからうかがえるように、予備隊のカーペン銃と軽機関銃は国内の「不法な少数者」の騒乱や革命に備えていたわけである。この既成事実のうえに、日本の再軍備はぜんじ積みかさねられてゆくのみならず、その既成事実の原始的体質は爾後に進展する再軍備の基本的性格を規定するのである。じつさい、テクスターの巧みに指摘するように、「民主主義の進歩図表」は、一九四五年と一九四六年は、みごとに急勾配の上昇線を描き、一九四七年には曲線が平らになり、一九四八年と一九四九年は下向していることだろうと思う。それ以来、曲線は惰性的に下向の一途を辿ってい

る」時期に、事実上の再軍備が胚胎した事実注目しななければならぬ。

すでに言及したアチソン言明をはじめ、来日したブラッドレー統合参謀本部議長の「沖繩強化・日本軍事基地強化」の声明や、ヴォーリーズ陸軍次官の「長期日本駐留・沖繩無期限占領」の証言などにみられるように、日本の再軍備はアメリカの日本軍事基地化という、いまひとつの車輪によって強力にバック・アップされる。しかも、日本政府は「占領下の日本で占領軍が軍事上の必要から軍事基地を設けることは、これをとめることは出来ないだけでなく、承認する義務がある」として、アメリカの対日軍事政策を全面的に支持し、これに協力したため、沖繩をはじめ日本全土の軍事基地化は急テンポに完成してゆくのである。

このような日本再軍備の両輪的進展に対して、平和問題談話会は全面講和・軍事基地提供反対・中立不可侵の要求に関する声明を公表し、野党外交対策協議会も平和・永世中立・全面講和の共同声明<sup>10)</sup>を発表するなど、日本再軍備の方向によく反撥する。この野党の共同声明に対して、アメリカ当局者は「全面講和は不可能、基地反対は理想論」との見解を表明したと報道され、平和擁護勢力は二重の圧力に対抗することをよぎなくされた。

マッカーサーは二六年の年頭メッセージにおいて、「国際的な無法律状態が引続き平和を脅威し、人びとの生活を支配する」かぎり、日本国憲法の理念は「自己保存の法則に道を

譲らねばならなくなることは当然」であると述べ、日本再軍備の必要性を説くが、吉田首相は第一〇通常国会における施政方針演説(二六・一・二六)において、「わが再軍備論はすでに不必要なる疑惑を中外に招いており、また事実上強大なる軍備は敗戦後のわが国力の耐え得べからざること明白である。……再軍備に対して国民諸君は最も慎重を期せられたい」と要望している。しかし一方、「再軍備については将来永久にしないとはいっていない。現在の状況においてはこれをいたす必要はないといっているわけである」(傍点筆者)という吉田答弁にみられるように、再軍備への潜在的志向性は明白であった。じっさい、現実には、対日講和促進のために来日したダレス特使の精力的活動を背景に、日本の再軍備は着実に既定のコースを歩み、対日講和条約締結に伴う日米安全保障条約の調印(二六年九月)によって、日本の再軍備は強力なハズミを与えられる。すなわち、一方において、米軍による日本軍事基地化の法的裏づけが確保されるとともに、他方において、吉田首相は安保条約の期待する「自衛力漸増」を考慮せざるをえなくなり、旧陸海軍人の追放を解除し、予備隊幹部調達への水路を開くとか、あるいは旧陸海軍人を招き防衛力漸増を協議するなど、日本再軍備はあらたな段階に向って胎動しはじめる。そして遂に、吉田首相は二七年一月三十一日の衆院予算委において、「防衛隊」の新設を言明するに至るのである。

(1) 井上清・小此木真三郎・鈴木正四『現代日本の歴史』下巻、

昭和二八年、青木書店、四四六頁。

(2) かように、自衛権の厳存を言明しながらも、「わが憲法において厳正に宣言せる戦争軍備放棄の主旨に徹し、平和を愛好する世界の世論を背景に、あくまでも世界の平和と文明の繁栄とに貢献せんとする国民の決意それ自身が、わが安全保障の中核をなすものである」と述べ、平和憲法へのリップ・サーヴィス以上の姿勢も示している(『朝日』二五・一・二四)。

(3) 二五・一・二七の参院本会議における新政クラブ小川久義の質問「武力なき自衛権の発動はいかなる方法によって行われるか」に対する吉田首相の答弁(『朝日』二五・一・二八)。

(4) 二五・七・二九の衆院本会議における自由党佐波昌三の質問「警察予備隊設置の動機とその目的、性格はどうか」に対する吉田首相の答弁(『朝日』二五・七・三〇)。

(5) 『朝日』二五・七・九。

(6) 名目的には、「警察予備隊の活動は、警察の任務の範囲に限られるべきもの(予備隊令第三条二項)」と規定されているものの、その実体は軽歩兵四個師団に相当するといわれ、じじつ、マッカーサーは米国議会において、日本の警察予備隊はアメリカ軍にならつて編成され、たんなる警察力というよりも警察軍であつて、強力な国際安全保障兵力に転化しうると述べている。

(7) R・B・テクスター『日本における失敗』下島連訳、昭和二七年、文芸春秋新社、三五頁。

(8) 再軍備の前提となる戦後の基本状況、あるいは日本軍国主義の「復員」を可能ならしめた条件として、石田雄は、①戦争責任が「軍閥」というあいまいな言葉によって示される集団に集

中され、一切の悪をこのスケープゴーツに担わせることによつて、旧支配層の大部分がその地位を保持した結果、実質的に旧支配体制の連続性が確保されたこと、②軍隊の解体が下からではなく、より優越した方(占領軍の軍事力)によつて、外から強いられたため、ミリタリストティックな行動様式が依然として温存されたこと、をあげている(岡義武編『現代日本の政治過程』昭和三三年、岩波書店、一二七―一八頁)。第一の状況ないし条件を背景に、日本の再軍備は日米両支配層の共通利害になりえたし、第二の状況ないし条件を背景に、なしくずしの再軍備方策が国民世論の部分的抵抗を受けながらも成功したといえるであろう。

なお、旧支配体制の温存に関しては、「軍閥」のばあいでは例外でなく、日本再軍備に備えて、日本軍閥の「火種を絶やさなかつた」といわれる(井上 清・小此木真三郎・鈴木正四『現代日本の歴史』上巻、昭和二七年、青木書店、二一九―二〇頁)。

(9) 二五・二・一三の参院外務委における社会党金子洋文の質問に対する吉田首相の答弁(『朝日』二五・二・一四)。

(10) そのご、社会党第七回党大会(二六・一・一九)は「再軍備反対」の項目を追加し、いわゆる平和四原則を採択する。

(11) 『朝日』二六・一・二七。

(12) 二六・一・二七の衆院本会議における社会党勝間田清一の再軍備問題およびこれに伴う憲法改正問題に関する質問に対する吉田首相の答弁(『朝日』二六・一・二八)。

(13) 民主党中曾根康弘の質問「現在の警察予備隊制度は自衛力漸増計画に関連して見るとき、将来どうなるのか」に対し、吉田



首相は、「現在の警察予備隊は本年の十月で二応打ち切る見込みである。その後日本の治安状況や国外の状況などによって「防衛隊」を新たに考えたいと研究中である」と、答弁している（『朝日』二七・二・一）。この防衛隊構想に対し、野党は「戦争への道」（左派社会党声明）、「再軍備の温床」（右派社会党声明）として、激しく攻撃した。

## (5)

警察予備隊が従来の小銃や軽機関銃の軽装備から、迫撃砲やバズーカ砲と次第に重装備化されるにつれて、警察力の補充であつて軍隊でない、との政府説明は通用不可能の限界に近づく。ここにおいて、支配層は「警察力論」から「戦力論」への移行をよぎなくされ、第九条解釈の一步拡大に片足を踏み入れることになる。もっとも、予備隊段階における戦力論はまだ萌芽的形態の域にとどまり、第九条解釈も大筋として変わっていないといえるであろう。ちなみに、吉田首相は昭和二七年三月六日の参院予算委において、「憲法では戦力を国際紛争の具に供することを禁じたので、自衛のための手段の戦力は禁じたわけではない」と失言し<sup>(4)</sup>、四日後にこれを訂正し、「たとえ自衛のためでも戦力を持つことは再軍備であつて、この場合には憲法の改正を要するということをここに改めて断言<sup>(5)</sup>」せざるをえなかつたのである。

しかしながら、「現段階の警察予備隊の兵力では憲法第九条の戦力には当たらないと思う」という木村法務総裁の答弁に

みられるように<sup>(6)</sup>、「警察力論」の段階をすでに通過したばかりでなく、「戦力」の定義として、「近代戦を有効かつ適切に行い得る編成、装備」という見解が提示され<sup>(4)</sup>、同時に、「法理論的には（そのような）戦力に至らざる力ならもつてもいい」と答弁され<sup>(5)</sup>、「近代戦力論」の芽ばえがすでに認められる。ただ、この段階における戦力論はその論理的骨格における一貫性こそあれ、保安隊成立後に明確に定式化される「近代戦力論」にくらべると、明らかに素朴であつて、かりに「単純戦力論」と名づける性質のものである。じつさい、二七年二月一日の衆院予算委における吉田首相の答弁の示すように<sup>(6)</sup>、その戦力論はまことにプリミティブな水準に低迷していたというほかはない。このプリミティブな戦力論は一方において、予備隊が軍隊的装備・編成を次第に強化し、明らかに警察力の限界をこえたため、しかし他方において、その装備・編成が軍事的第一次段階にすぎない（木村法務総裁のいう「ガイッシュウ一触」の存在にすぎない<sup>(7)</sup>）という、再軍備過程の過渡性を反映するものであろう。ともかく、警察予備隊は「非戦力」の限界ぎりぎりの地点に達し、その保安隊ないし防衛隊への改組はもはや「戦力」とみるのが、当時の常識であつたといえよう<sup>(8)</sup>。左派社会党が二七年三月五日に警察予備隊違憲訴訟を提起するの<sup>(9)</sup>、日本の再軍備がいまやルビコン河の橋のたもとに來たからである。

安保体制の発足とあいまって、警察予備隊は一一万の保安隊に発展的に改組され、わが国の再軍備は顕然と本格化して

ゆくとともに、安保体制の本質上、対米従属性を強化する。

この軍事力の増強は日米安保条約前文の期待する「自衛力漸増」の要請にこたえたものである。保安隊および警備隊の性格について、保安庁法は「わが国の平和と秩序を維持し、人命及び財産を保護するため、特別の必要がある場合において行動する部隊」（第四条）と規定し、警察予備隊司令の「警察の任務の範囲」内という規定から一歩前進し、軍隊の性格を前面に押しだしている。要するに、保安隊の本質は「新国軍の土台」あるいは「創成期の軍隊」にはかならず、保安隊・警備隊の重装備化とともに、陸海軍の復活という印象を濃化してゆかざるをえない。なお、この再軍備段階ならびにMSA再軍備段階において、対日講和条約締結の主役を務めたダレスの反共理論「真空説」や、その亜流たる「戸締まり論」が世論操作に駆使され、日本再軍備の合理化に少なからぬ影響を及ぼした。

このような再軍備の進展にもなつて、支配層は第九条解釈を一步拡大し、「近代戦力論」を展開する。すなわち、政府は二七年一月二五日に、内閣法制局のまとめた「戦力」に関する基本的見解を閣議了承し、その統一解釈を確定するのである<sup>100</sup>。統一解釈は要するに、(1)憲法第九条第二項は侵略の目的たる自衛の目的たるを問わず、「戦力」の保持を禁止しているが、(2)「戦力」に至らざる程度の実力を保持し、これを直接侵略防衛の用に供することは違憲ではなく、(3)保安隊および警備隊はその本質・装備・編成からみて、決

して近代戦を有効に遂行し得る程度のものでないから、憲法の「戦力」には該当しないという三段論法によって、保安隊・警備隊の合憲性を正当化しているわけであるが、重要なポイントは、憲法の禁止する「戦力」を近代戦争遂行に役立つ程度の装備・編成を備えるものと定義づけ、しかも、近代戦力の基準をその国のおかれた時間的、空間的環境で具体的に判断すべきものとして、憲法第九条の枷をほとんど有名無実化に化していることである。ここにいたつて、保安隊・警備隊における特車、フリゲート艦、飛行機などの重装備化はなんら憲法第九条に抵触しないばかりでなく、いわゆる「ぬき足さし足の再軍備」は次第に自己存在の正当性を公然と主張してゆくようになる。

MSA援助の提唱とともに、わが国に対するアメリカの再軍備要請はいっそう強烈になり、義務づけられた再軍備過程が始発する。これと歩調をあわせて、国内の再軍備推進派の動きも活発になる。改進黨は二八年二月の全国大会において自衛軍の創設を決定しているが、MSA日米交渉開始直後の吉田・重光会談において（二八年七月）、長期防衛計画立案の必要性とともに、直接侵略に備える自衛隊の設置へと合意をみるのである。

周知のように、MSA援助受け入れの条件として、「自国の防衛力および自由諸国の自衛力の増進ならびに維持のために全面的に寄与しなければならない」という義務負担があったため、「防衛五カ年計画」が保安庁を中心に作成され、M

S A交渉にあつた自由党政調会長池田勇人首相特使のカバンに詰めこまれていた。この日米交渉の池田・ロバートソン会談において、アメリカ側は日本に常備陸軍兵力一〇個師団三二万五〇〇〇の計画を突きつけ、これに対し、日本側は憲法上の制約、政治的・社会的制約、経済的制約などをあげて、日本の防衛力増強の限界を強調し、常備陸上兵力の目標として一八万程度を示唆したといわれる<sup>10)</sup>。このような防衛力増強の具体的プランにおける相違にもかかわらず、防衛力増強の基本方針に関して一致した結果、アメリカの軍事援助による日本の軍備強化の方向にそつて、保安隊の自衛隊への飛躍は確定的となり、安保体制の対米従属性も一段と亢進することとなつた。

一方、再軍備反対勢力の抵抗も、再軍備の新しい段階に直面して、反作用的に高まる。防衛・再軍備を主要争点とした二八年四月総選挙において、「自衛軍の創設」を主張した改進黨は退潮し、逆に、「再軍備反対」の政策を明確に打ちだした左派社会党の躍進が目立った。また、内灘などの軍事基地反対闘争も激昂する。

かように、一方において、なしくずしに強化されてゆく再軍備の動かしがたい既成事実の重圧と、他方において、その既成事実に鋭く反撓する国民世論の抵抗に挾撃されて、吉田首相はかの有名な「戦力なき軍隊」なる言葉の魔術を弄することになる<sup>11)</sup>。この擬制的ロジックは憲法第九条に逆行する再軍備政策の本質的矛盾を集約的に露出したものにほかなら

ず、形式的に憲法第九条を堅持しながら、実質的に違憲の再軍備を推進する複線政策を巧みに操縦してきた吉田方式の矛盾が極点に達したことを雄弁に物語っている<sup>12)</sup>。この矛盾の極点において、第九条を主眼とする憲法改正が政治問題化するのも、まことに自然な成りゆきであつて、吉田・鳩山会談（二八年一月）の結果、自由党内に憲法調査会を設置する了解事項が成立する。来日中のニクソン米副大統領も、日本の非武装化（戦争放棄の憲法条項）は誤りであつたと言明し、日本政府の憲法改正への努力に対し、間接的な圧力をかけ、また援護射撃を試みる。

かくして、再軍備問題は憲法改正問題と不可分に癒着する。防衛力は漸増してゆくが、憲法改正はしなない、とたびたび言明してきた吉田首相も、憲法改正は容易ならざるもので軽々に行なうべきものでなく、いまはその時期でない<sup>13)</sup>と述べながらも、「時期が来たら改正するのは当然である」と答弁するに至り<sup>14)</sup>、憲法改正に備えるというよりも、むしろその推進機関として、二九年三月、自由党憲法調査会が正式に発足する。このような改憲への積極的動きに対して、憲法擁護国民連合が組織され（二九年一月）、国民世論の喚起・結集に乗りだすわけである。

(1) この吉田失言は、緑風会岡本愛祐の質問「自衛力には戦力でない力と、戦力と二つある。そして戦力でない自衛力でも漸増していくと戦力に近づくのではないか。戦力になるに先立ち、『戦力を持つ必要があるから持とうじゃないか』と国民の総意に

聞いて自衛のための戦力を置かねばならぬと思うがどうか」に対する答弁から飛びでたが、右派社会党吉川末次郎がさらに、「首相は岡本氏の質問に対して『自衛の戦力は憲法第九条に禁じた戦力ではない』と答えた。これはいままでも政府関係者が近代戦を行い得るものを戦力といい、今日の日本のそれは戦力ではないから憲法違反でないといっていたことと矛盾するのではないか。もう一度首相の真意を確認したい」と追及したのに対し、吉田首相は、「憲法第九条は日本の自衛を保護するために、国力を傾け、いかなることも出来るので、これを禁じたものではない」と答弁している（『朝日』二七・三・一七）。この考えはのちに政府の統一見解となる「自衛戦力合憲論」にほかならない。

(2) 参院予算委における首相の訂正答弁（『朝日』二七・三・一〇夕刊）。

(3) 二七・二・一衆院予算委における左派社会党稲村順三に対する答弁（『朝日』二七・二・一〇）。

(4) 二七・三・一〇の参院予算委において、緑風会楠見義男が「戦力と戦力でない限界はどう測定するのか」と質問したのに対し、木村法務総裁は、「憲法第九条にいう『戦力』とは何かということとは憲法第九条は如何なる主旨で設けられたかということから考えなければならぬ。これは太平洋戦争のような戦争を再び行つてはいけなないと主旨である。そのような近代戦を有効かつ適切に行い得る編成・装備を『戦力』という。ところが予備隊は予備隊令にもいとうり治安確保のためのものである。これが外敵にあたり得るような力をもつことになればそれは戦力であり、その時は憲法改正の必要がある」と、答弁して

いる（『朝日』二七・三・一〇夕刊）。また、労農党木村禧八郎の質疑に対して、法務総裁は、「憲法第九条の『戦力』は遺憾ながらあいまいである。その解釈は一定不変でなく、時代により、その国が置かれた地位、国際情勢によって違ってくる。またその置かれている地位から、戦力は人と物との総合判断でできる」とも、説明している（『朝日』二七・三・一一）。

なお、大橋法務総裁はすでに二六・一・二九の衆院本会議において、このような「戦力」の定義を明らかにしている。すなわち、労農党黒田寿男の質問「警察予備隊の拡充、強化は戦力保有になり、憲法違反にならぬか」に対し、大橋法務総裁は「戦力とは近代戦を遂行するに足る軍事力と解するが、これは相対的な概念であつて、そのときの国際社会の通念から判断すべきものと解釈している」と、述べている（『朝日』二六・一・三〇）。

(5) 二七・三・一一の参院予算委における右派社会党波多野鼎の質問「兵力は近代戦を有効適切に遂行する能力というが、それ以下の力なら持つてもいいのか」に対する木村法務総裁の答弁（『朝日』二七・三・一一夕刊）。

(6) 「外国軍に対するために警察予備隊が多少の装備を持つということは当然のことでありませう。しかし飛行機一機もないような警察予備隊があるか、あるいは軍艦一隻もないような海上保安隊がこれを戦力といえるか、私は戦力といえないと思う。」「苦惱する憲法第九条」『サンデー毎日』昭和三四年四月五日号。

(7) 二七・二・五の衆院本会議における右派社会党鈴木義男の質問「第九条の戦力と、警察、軍隊の区別をどう思うか」に対して、木村法務総裁は、「憲法第九条の戦力の限界についてであるが、私は原子爆弾を持つていなければ軍隊ではないといった

のではない。現在の戦争で原爆やジェット機のような有力な兵器を持っているような国に対しては、日本のいわゆる保安隊はガイッシュウ一触である。この意味において保安隊は軍隊ではない。したがって憲法第九条第二項の戦力に該当しない」と、説明している（『朝日』二七・二・一六）。

(8) 「警察予備隊はおそらく『非戦力』の限界ぎりぎりのところまでは、行っていると思われるであろう。こういう背景の下に、警察予備隊の保安隊ないし防衛隊への改組を考えると、そこの軍隊的『志向』は、あまりに明瞭ではないかとおもう。

……警察予備隊がすでにぎりぎりのところまで来ていると考えらるならば、そこで『百尺竿頭一步をすすめ』たら、もはや『戦力』と見るべきことは、おそらくだれの目にも明らかであろう。』宮沢俊義「憲法改正と再軍備」『世界』昭和二十七年五月号。

(9) 最高裁は「具体的事件を離れて抽象的に法律、命令等が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有するものではない」旨の手續き論的観点から、この訴訟を却下している。

(10) 『朝日』二七・一一・二六。

(11) 『朝日年鑑』昭和三十年度版、二二三頁。

(12) 二八・一一・三の衆院予算委において、改進黨松村謙三が、「こんど政府は保安隊を自衛隊と改めて直接侵略にも対抗する任務も加えることになった。これは別の性格をもつことになったものである。…そうなるといやしくも直接侵略の外国軍隊と戦う任務をもつことになった以上は、われわれの常識からいって軍隊と考えるのが当然ではないか」と質問・追及したのに対して、吉田首相は「憲法上、交戦権のない以上、厳密な意味での

軍隊とはいえないが、いかなる名称をつけても戦力に至らしめない制限のもとで軍隊といっても差支えない」という主旨の答弁をした。ここから、「戦力なき軍隊」の言葉を生んだ（『朝日』二八・一一・四）。

(13) なるほど、吉田式複線政策は一面において、アメリカの高圧的な再軍備要求に対する変圧機能をはたし、日本再軍備のペーシスを可能なかぎり遅らせて、ヨリ早く経済復興を完遂することを意図したけれども、日本再軍備への本質的志向に変わりはなかった。

(14) 二九・三・九の参院予算委における緑風会中山福蔵の質疑に対する吉田答弁（『朝日』二九・三・一〇）。

## (6)

昭和二十九年三月のMSA協定調印の必然的帰結として、七月一日、警備隊と新設の航空力を加えて、陸海空三軍一五万の自衛隊が発足し、「わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略および間接侵略に対して、わが国を防御することを主たる任務」（自衛隊法第三条一項）とするに至る。ここに、まごうかたなき軍隊の成立をみるのである。

自衛隊発足にさいして、違憲論争が再燃するが、吉田内閣は依然「近代戦力論」をもって、これに応酬している。すなわち、憲法第九条は近代戦争遂行能力に達するような実力としての戦力保持を禁止しているのであって、この戦力に至ら

ない程度の実力を保持しても、すべての国家に固有な自衛権の裏づけとして憲法違反にならず、現在考えられている自衛隊程度の編成・装備をもった実力部隊はならぬ憲法の禁止する戦力に至らず合憲である、というのである<sup>(2)</sup>。しかし、二七年一月の「戦力」に関する政府の統一解釈にくらべて、いわば憲法以前の国家固有の基本権として、自衛権を積極的に前面に押しだし、国の自衛のために、戦力に至らない程度の実力保持を合憲とし、「自衛戦力合憲論」の色彩を徐々に強めつつある点に着目しなければならない。

鳩山内閣への政権交代にもなつて、第九条解釈は二歩拡大し、「近代戦力論」から「自衛戦力合憲論」のロジックに飛躍する。大村防衛庁長官は二九年一月二二日の衆院予算委において、憲法第九条に関する政府の統一解釈を表明し、独立国である以上、自衛権は当然に保有する権利であつて、自衛隊のような自衛のための任務を有し、そのため必要な相当範囲の実力部隊を設けることはならぬ憲法に違反するものでなく、外国からの侵略に対処するという任務をもつものを軍隊というなら、自衛隊も軍隊ということができると述べ、第九条解釈として、憲法は国際紛争の解決のための武力行使としての戦争を放棄したが、自衛のための抗争は放棄していない、と言明している<sup>(3)</sup>。指摘するまでもなく、この統一解釈は、自衛戦力の保持は憲法第九条に違反しない、という芦田「清瀬理論」の口移しにほかならない。「近代戦力論」は形式的にはともかく、「戦力」の全面否定のうえに構築されてい

るが、「自衛戦力合憲論」の段階になると、「戦力」の部分の肯定に移行している点において、ロジックの質的飛躍を認めざるをえない。また、論理形式においても、国家固有の自衛権の存在を自衛戦力あるいは自衛戦争の正当性と巧みにスリカエしているところに、構成上のトリックが潜んでいるといえよう。

「自衛軍の創設」を意図する鳩山内閣において、事実上の再軍備体制は着実に進展し、日本の軍事力は質量ともに増強しつつける。じつさい、再軍備の既成事実が鳩山首相をして「自衛隊は憲法上疑義がある」と失言させるまでに至るのである<sup>(4)</sup>。また、三一年七月、国防会議が正式に発足し、わが国の防衛体制は制度的にも整備されてゆく。自衛隊の装備強化と同時に、在日米軍も原子兵器の一つであるロケット砲オネスト・ジョンの持ちこみ・配置をおこなない、米軍基地の核武装化への方向が暗示された。たまたま、鳩山首相が外人記者会見において（三〇年三月）、「原子爆弾を日本に貯蔵せよ」という要求は、現在の『力による平和』の状態を是認するなら認めなければなるまい」と言明したことあいまつて<sup>(5)</sup>、国民世論をいたく刺激せざるをえなかつた。

鳩山内閣の再軍備過程において着目すべき点はいうまでもなく、再軍備と憲法改正が車の両輪のごとく、政策的に不可分のものとして推進されたことである。三〇年二月総選挙において、革新勢力が三分の一以上の護憲議席を獲得したにもかかわらず、鳩山首相は執念にちかい政治的情熱を憲法改正に

傾注した。この鳩山首相の政治的意図も、三一年七月の参議院通常選挙において、護憲勢力が三分の一議席を確保したことによって、もろくも挫折せざるをえなかつたけれども、再軍備が憲法改正と抱きあわされるに至つた政治的意義はまことに大きく、かつ深いといわなければならない。なぜなら、わが国の再軍備過程が好むと好まざるとにかかわらず、政治体制そのものの構造的軍事化を構想する段階に到達しつゝあることを意味するからである。

鳩山内閣に続く石橋内閣は「防衛力漸増」の方針を踏襲しながらも、防衛関係費の膨張を極力押える努力を示したが、つぎの岸内閣は日米安保体制の強化をもくろみ、自衛隊の質的増強を重点的に推進し、局地的近代戦に持ちこたえうる軍隊の育成に努める。社会党などの唱えるミサイル時代における自衛隊無用論をよそに、政府は三二年一二月、空対空誘導弾サイドワインダー受け入れを決定し、自衛隊強化における量から質への転換を予告した。かくして、ミサイル装備による自衛隊の体質改善、近代化は急ピッチにすすむことになる。

自衛隊のミサイル装備化はとうぜん激しい違憲論争を巻き起こすが、支配層は「自衛戦力合憲論」の打出の小槌によって、ほとんどあらゆる種類の近代的装備化を正当化するのである。すなわち、「誘導兵器も自衛のための最小限度なら違憲ではない」(三二・二・一二、衆院内閣委、小滝防衛庁長官<sup>(6)</sup>)、「自衛権の範囲内なら核兵器の保有も可能」(三二・

五・七、参院内閣委、岸首相<sup>(7)</sup>)、「自衛のためならば、核弾頭をつけたオネスト・ジョンを使用して憲法違反ではない」(三四・三・九、参院予算委、伊能防衛庁長官<sup>(8)</sup>)、「憲法解釈論としては、核兵器ならいかなるものでもいけないという解釈には疑義があり、この解釈はとらない」(三四・七・二、衆院予算委、岸首相<sup>(9)</sup>)といった具合に、自衛戦力の実質はゴム風船のように膨張してゆく。まことに恐るべき途方もない憲法第九条の空洞化というほかはなく、自民党が社会党の「日本の非核武装宣言決議案」の共同提案の申し入れ(三四年二月)をタナ上げしたとしても、なんの不思議もなからう。

一方、自衛権行使の範囲についても、同様に、拡張一点ばかりで、「敵の基地からの長距離砲撃があつた場合、公海まで行って砲撃の根源を止めることは厳格な範囲内での自衛権行使といつてよい」(二九・三・一六、衆院外務委、佐藤法制局長官<sup>(10)</sup>)、「急迫不正の侵害があつて、他にとるべき手段がないとすれば、危害の根源について必要限度の危害を排除することも自衛権の限度内にある」(二九・三・一六、衆院外務委、下田外務省条約局長<sup>(11)</sup>)、「極端な自衛の場合、敵領土に進軍して、その根源を押さえることは理論上ありうる」(二九・三・一七、衆院外務・内閣・農林・通産連合委員会、岡崎外相<sup>(12)</sup>)、「自衛のため敵基地に対し最小限度の爆撃を行うことはありうる」(三一・二・二七、衆院内閣委、船田防衛庁長官<sup>(13)</sup>)、「誘導弾などによる急迫不正の侵略に対し、座

して自滅を待つべしというのが憲法の主旨でなく、他に手段がなければ、誘導弾の基地をたたくことは自衛の範囲に含まれる」(三一・二・二九、衆院内閣委、船田防衛庁長官の首相答弁代読<sup>43</sup>)、「誘導弾などによる攻撃を受けてこれを防御する手段が、他にまったくないという場合、敵基地をたたくことも自衛権の範囲に入る」(三四・三・一九、「敵基地攻撃と自衛権」に関する政府の統一解釈<sup>44</sup>)というように、自衛行為の範囲は拡大するとともに、ミリタントな性格をあらわに表面化してくる。

このように、憲法第九条空洞化への支配層のひたむきな努力はあまりにも歴然たる事実であるばかりでなく、こんにちに至る再軍備過程の歴史的軌跡は、わが国の核基地化と自衛隊の核武装化の方向を無気味に指し示している。じじつ、岸内閣以来、憲法第九条に関する歴代政府の一致した立場は在日米軍については憲法上の制約はなく<sup>45</sup>、自衛隊の核武装も、防禦用の小型核兵器ならば憲法上許されるが、政策として、在日米軍基地への核兵器の持ちこみや自衛隊の核武装はおこなわないというのであって、わが国の公然たる核基地化・核武装化への可能性を明らかに留保しているのである。

日米安保条約の改定にともなうて、新安保体制は従来にまして安定・強化され、形式的平等性の偽装の背後において、自衛隊は軍事的に対米従属性を一段と色濃くする。指摘するまでもなく、新安保体制は「極東の平和と安全」の名のもとに、「共同防衛」の明文化とあいまって、わが国と国民を直

接関係のない戦争の渦中に巻きこむ危険性をはらみ、日本の平和と安全というよりも、アメリカ本土の防衛第一線とアメリカの戦争政策の前進基地という従属的役割を担っているからである<sup>46</sup>。防衛二法の成立(三六年六月)や第二次防衛力整備五カ年計画(三七年―四一年)の実施はいずれも、新安保体制への組織的適応にほかならない。

この間、砂川事件をめぐるて、安保条約の違憲性を鋭くつき、米軍駐留は「憲法上その存在を許すべからざるもの」と認定した東京地裁の伊達判決(三四年三月)に対して、最高裁は原判決破棄差戻しを決定し(同年二月)、第九条の解釈として、「わが国が主権国として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものでなく、わが憲法の平和主義は決して無防備、無抵抗を定めたものではない」と、述べている。この最高裁の判決は自衛隊の憲法適合性の有無に関して、明確な判断をくだしているわけではないが、暗に自衛隊合憲のニュアンスを漂わせているものとして注目すべきであろう。支配層の「自衛戦力合意論」が政治論として有効であるばかりでなく、最高裁のお墨付きを与えられて、法理論としての正当性を獲得する日も、それほど遠くないように思われる。

これまで叙述してきた再軍備の政治的展開を整理・要約するなら、わが国の再軍備は米ソ冷戦の開始、中国革命の成功などの国際政治の流動化に対処するアメリカ戦略体制の再編成とともに始動し、その第一歩は朝鮮戦争を契機とする警察



予備隊の創設であった。警察予備隊はアメリカの極東反共戰略体制の構想を母胎に、アメリカの外圧を有力な起動力として誕生するが、この発生的反共と対米従属性がわが国の再軍備の基本的体質となり、以後の再軍備過程に切れ目なく接続し、拡大再生産されてゆくのである。このことは必然的に再軍備と反民主化との同時的進行を併発せざるをえず、警察予備隊発足の前後に強行された共産党弾圧、レッドパージ、労働運動の抑圧などは、この間の政治的メカニズムを端的に表示している。警察予備隊誕生から日米安保体制の要請する保安隊への切りかえまでの時期（二五年―二七年）は占領体制下における再軍備の準備期で、再軍備の第一期とよべるであろう。第二期は再軍備の地固めの時期で、保安隊発足から陸・海・空の三自衛隊成立まで（二七年―二九年）に相当する。第二期はともかく形式的独立を達成したにもかかわらず、MSA協定締結によって「防衛力漸増」の名のもとに再軍備を義務づけられ、事実上の再軍備あるいは再軍備の既成事実がなしくずし的に進捗し、動かしがたく集積するのみならず、安保体制も有機的に強化される。また、国内政治の面では、占領体制の是正あるいは独立体制の回復の名目のもとに、二七年破防法、二八年スト規制法、二九年警察法改正、教育二法などといった一連の反動立法の制定にみられるように、政治体制の反民主化が車の両輪のごとく進行する。名実ともにまごうかたなき軍隊に脱皮した自衛隊の発足とともに、わが国の再軍備は第三期（二九年―）に突入する。

この時期は日米安保体制の軍事的結束を一段と強化しながら、自衛戦力を質量ともに飛躍的に充実し、自主防衛体制確立の方向に大きく前進しつつある点で、再軍備のホーム・ストレッチとよぶにふさわしい。この段階において、自衛隊は核武装ぎりぎりの限界点に直面しているばかりでなく、アジア最大といわれる沖縄の核・ミサイル基地、原水爆積載可能なF-105Dサンダーチーフ・ジェット戦闘爆撃機の在日米空軍基地への配備、原子力潜水艦の寄港などにみられるように、日米安保体制は歩一步アメリカの極東核戦略体制の一環に解きがたく編入されつつある。かてて加えて、三矢計画の暴露した非常事態における国家総動員体制のミリタリストティックな構想、日韓基本条約・諸協定の調印、ヴェトナム戦争と安保体制との無気味なかわりあいなどの最近における一連の政治的・軍事的諸情勢の展開を直視するとき、東南アジア情勢の緊迫化とあいまって、安保体制下の自衛隊はこんにち、まことに重大な段階に直面しているといわなければならぬ。

このような再軍備の展開過程を背景に、再軍備をめぐる国民世論の動向を跡づけ、その実態をできるだけ多面的に解析するのが、つぎの課題である。

(1) このような性格の自衛隊は外敵との交戦を予想することになり、海外派兵の問題が国会でやかましく論議された。一方において、「極端な自衛の場合は海外出兵も理論上は可能」との岡崎外相の言明（二九・三・一七、衆院外務・内閣・農林・通産

連合委、注⑩参照)もあつたが、他方、防衛二法案可決にさいして、参議院は「自衛隊の海外出動をなさざることに関する決議案」を可決している(二九・六・二)。

(2) この当時の憲法第九条と自衛隊との関連についての支配層のロジックは、読売新聞紙上に掲載された吉田首相の「有田八郎氏への回答」に、きわめて明解に示されている。〔読売〕二九・四・三)。

(3) 『朝日』二九・一一・二二夕刊。

(4) 三一・三・八の参院予算委における社会党亀田得治の質問「首相は在野時代、自衛隊は違憲だと明言しておきながら、その後なぜ解釈を変えたか」に対し、鳩山首相は、「私は自衛隊を持つということは、憲法の成文には合致しないと思う。その疑いがある」と、述べている。〔朝日』三一・三・九)。

(5) 『朝日』三〇・三・一四夕刊。

(6) 社会党石橋政嗣の質問「誘導兵器のような近代兵器の先端をゆくものを持つことは憲法上許されるのか」に対し、小滝防衛庁長官は「自衛のため最小限度なら差しつかえはない」と答えている。〔朝日』三二・二・二二夕刊)。

(7) 社会党秋山長造の質問「自衛の範囲内なら防衛的のものであれば核兵器でも憲法違反にならないのか」に対し、岸首相は、「日本の憲法によって兵器は自衛のワケ内でもつことに制約されている。核兵器は発達の途上にあるから、いろいろのものが出てくるのが予想される。核兵器という名前があるからといってそれをもつことがなんでも憲法違反になるとは限らない。自衛力の範囲内であれば原子力もちいても差支えない」と、答弁している。〔朝日』三二・五・七夕刊)。

(8) 社会党矢嶋三義の質問「首相は自衛のための核兵器は、政策上持たないが、憲法上は持てる」といった憲法上持てる核兵器を列挙せよ」に対し、伊能防衛庁長官は「攻撃を目的とせず、防衛のための小型核兵器が最近外国で研究されている。その一例として核弾頭をつけたオネスト・ジョンがあてはまる」と説明している。〔朝日』三四・三・一〇)。

(9) 社会党加藤勘十の質問に対する岸首相の答弁。〔朝日』三四・七・二夕刊)。

(10) 左派社会党穂積七郎の質問「下田外務省条約局長はかつて『いかなる事態でも外国の領域内へ日本の戦闘力が出てゆくことは自衛権の建前から許されない』といったが、佐藤法制局長官は一日『外国領域から砲撃があつたような場合、こつちから外国領域への応射もありうる』と、いつて食い違っている」に対し、佐藤法制局長官は「国内に敵弾が降ってくる場合、それに甘んじてはおれない。自衛権によりそれを阻止しなければならぬ。敵の基地からの長距離砲撃があつた場合、公海まで行って砲撃の根源を止めることは厳格な範囲内での自衛権行使といつてよからう。飛行機は途中で迎撃できる」と述べ(10 a)、下田条約局長は「自衛権にもつづく対敵手段には制限がある。第一は急迫不正の侵害があること、第二は必要限度の危害除去であること、第三は他にとるべき手段がないこと、である。他にとるべき手段がないとすれば、危害の根源をついてこれを排除することも自衛権の限度内にある」と説明している(10 b)。

〔朝日』二九・三・一六夕刊)。

(11) 左派社会党飛鳥田一雄の質問「自衛権の発動の場合、外国領土への進軍を含めているか」に対し、岡崎外相は「具体的事例

が出てこないと分らぬが、原則はその通りだ。原子砲が降ってきた場合、これを排除するため、その根源をおさえることは当然だ」と答え、さらに、飛鳥田質問「それは原子砲所在地への出兵を肯定したことになり、出兵による武力衝突が自衛権の範囲内のことだということの意味している」に対し、外相は「自衛権の発動は現実には極端な事態であり、その極端な事態の中でも海外派兵などももつとも極端な例だが、極端なことをいえば、そこまで想像は引きのばしうる。それは理論的にはありうる」と述べている（『朝日』二九・三・一八）。

(12) 社会党受田新吉の質問「飛行機に乗って敵基地を襲うことはありうるか」に対する答弁（『朝日』三一・二・二八）。

(13) 「わが国に対して急迫不正の侵略が行われ、その侵略の手段としてわが国に対し誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の主旨とするところだというのは、どうしても考えられないと思う。そういう場合には、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、たとえば誘導弾等による攻撃を防御するのに、ほかに手段が認められない限り、誘導弾の基地をたたくことは自衛の範囲に含まれ、可能であるというべきものだ」（『朝日』三一・二・二九夕刊）。

(14) 伊能防衛庁長官が衆院内閣委において公表している。その統一解釈は「敵基地を攻撃することは現実には起りにくいから、このような仮定の事態に備えて平生から攻撃的兵器をもつことは憲法の趣旨でない」としながらも、「誘導弾などによる攻撃を受けてこれを防御する手段が、他にまったくないという場合、敵基地をたたくことも自衛権の範囲に入るといえるのは独立

国として自衛権を持つ以上座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨ではなからう。そういう場合にはそのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限度の措置をとること、例えば誘導弾等による攻撃を防御するのに他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは法理的には自衛の範囲に含まれ可能であるというべきものと思う」と、説明している（『朝日』三四・三・二〇）。

(15) たとえば、三四・三・一六の参院予算委における社会党矢嶋三義の関連質問に対し、伊能防衛庁長官は「憲法が規定するのは、日本の自衛隊の戦力であつて、駐留している米軍まで規定していない」と答え、さらに、矢嶋質問「大型の水素爆弾を米軍が日本に持込むという条約を結ぶことは憲法上許されるかどうか」に対し、防衛庁長官は「そういう兵器の持込みは断わる方針である。しかし、憲法は米軍の水爆持込みまで規定していない」と述べている（『朝日』三四・三・一七）。また、翌日の参院予算委における矢嶋質問「在日米軍については憲法上の制約はないというのなら、原水爆でも持ち込めることになるが、そうか」に対し、林法制局長官は「憲法第九条は自衛権を否認していない。第二項は、その裏付けをうたっているが、外国軍隊については関知しない考えで、質問の事柄は条約を結ぶ際の問題である」と答弁し、伊能防衛庁長官も、「林長官の答弁が政府の統一解釈だ」と言明している（『朝日』三四・三・一八）。

(16) 自衛隊の外向的性格と同時に、内向的役割を軽視することはできない。旧安保条約における内乱条項の形式的削除にもかかわらず、国内治安維持行動は依然として自衛隊の重大任務のひ

とつであつて、陸上幕僚監部作成の「治安行動草案」(三五年)はそれを如実に示している。

(17) アメリカの外圧がわが国の再軍備の有力な推進力であつたとしても、日米両国の支配体制層の共通のイデオロギーや利害をベースに、再軍備の遅滞なき進展をみた点にも注意すべきであらう。